

173

A25

令和6年6月28日

三重県知事 殿

医療法人の住所 津市一色町字寺門215番地1

医療法人の名称 特定医療法人 障純会

理事長名 武内 秀之

電話 059(226)1111

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 注記貸借対照表
- 7 純資産変動計算書
- 8 有形固定資産等明細表
- 9 引当金明細表
- 10 借入金等明細表
- 11 有価証券明細表
- 12 事業費用明細表②
- 13 独立監査人の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 特定医療法人暁純会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県津市一色町字寺門 2 1 5 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和40年1月29日

(4) 設立登記年月日 昭和40年2月23日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	武内 秀之	
理 事	矢下 勝巳	暁純会 事務局長
同	武内 操	武内病院 院長
同	小藪 助成	津腎クリニック 院長
同	矢田 隆志	榊原温泉病院 院長
同	南 信仁	暁純会 本部長
監 事	堀 英一郎	堀英一郎税理士事務所
同	北川 昌弘	北川昌弘税理士事務所
評 議 員	武内 徹郎	医療法人大樹会 理事長
同	大野 真	社会福祉法人あけあい会 事務局長
同	吉永 千代子	社会福祉法人あけあい会 看護師長
同	中川 久美子	看護協会 職員
同	前田 宏毅	老健みやがわ 副施設長
同	上田 富和	津看護専門学校 元事務長
同	佐伯 和英	武内病院 元放射線部長
同	大谷 邦夫	武内病院 元放射線部長
同	稲森 次生	武内病院 元臨床工学部長
同	久保 珠子	看護連盟 副会長

榊原温泉病院デｲｸｾﾝﾀｰ	三重県津市榊原町 1033-4	休止
榊原温泉病院デｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ	三重県津市榊原町 1033-4	休止
榊原温泉病院訪問介護さかきばら	三重県津市榊原町 1033-4	休止

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 5月27日	令和4年度事業報告及び決算報告
令和 5年 5月27日	令和4年度剰余金の処理
令和 5年 5月27日	6月賞与支給率について
令和 5年 5月27日	理事退任（塚田哲也副院長）について
令和 5年11月25日	令和5年度上半期決算報告について
令和 5年11月25日	12月賞与支給率について
令和 6年 3月29日	令和6年度事業計画及び収支予算について
令和 6年 3月29日	令和6年度借入金額の最高限度額について

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

様式 2

法人名 特定医療法人 暁純会

※医療法人整理番号 A 2 5

所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	15,215,288 千円
2. 負 債 額	7,648,389 千円
3. 純 資 産 額	7,566,898 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,121,932
B 固 定 資 産	9,093,357
C 資 産 合 計 (A + B)	15,215,288
D 負 債 合 計	7,648,389
E 純 資 産 (C - D)	7,566,898

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 特定医療法人 暁純会 所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1	※医療法人整理番号 A 2 5
---	-----------------

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	6,121,932	I 流 動 負 債	818,629
主 な 流 動 資 産	6,030,287	買 掛 金	166,672
その他の流動資産	91,645	未 払 費 用	265,724
		そ の 他 引 当 金	238,310
II 固 定 資 産	9,093,357	その他の流動負債	147,923
1 有 形 固 定 資 産	8,070,305	II 固 定 負 債	6,829,761
建 物	5,112,057	長 期 借 入 金	5,697,973
構 築 物	431,939	そ の 他 引 当 金	1,131,788
医 療 用 器 械 備 品	586,364		
土 地	1,910,314	負 債 合 計	7,648,390
その他の有形固定資産	29,630	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	232,243	科 目	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	230,824	II 積 立 金	
その他の無形固定資産	1,419	そ の 他 積 立 金	120,000
3 そ の 他 の 資 産	790,809	繰 越 利 益 積 立 金	32,336
有 価 証 券	48,896	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
繰 延 税 金 資 産	516,868	繰 越 純 資 産 額	7,414,563
その他の固定資産	225,045	純 資 産 合 計	7,566,899
資 産 合 計	15,215,289	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,215,289

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 特定医療法人 暁純会

※医療法人整理番号 A 2 5

所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		7,327,555
2 事業費用		
(1)事業費	6,643,319	
(2)本部費	0	6,643,319
本来業務事業利益		684,236
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		44,920
2 事業費用		153,002
附帯業務事業利益		△ 108,082
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		576,154
II 事業外収益		
受取利息	54	
その他の事業外収益	323,859	323,913
III 事業外費用		
支払利息	30,590	
その他の事業外費用	1,325	31,915
経常利益		868,152
IV 特別利益		
固定資産売却益	2,007	
その他の特別利益	3,001	5,008
V 特別損失		
固定資産売却損	116,402	
その他の特別損失	762,592	878,994
税引前当期純利益		△ 5,834
法人税・住民税及び事業税	103,284	
法人税等調整額	△ 22,088	81,196
当期純利益		△ 87,030

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人 暁 純 会

理事長 武内 秀之 殿

私たちは、医療法人暁純会の令和 会計年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 31 日

医療法人 暁 純 会

監 事

堀 英一郎

監 事

北川 昌弘

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

原価法により評価している。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

(2) 最終仕入原価法により評価している。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定により、平成 10 年 10 月 1 日以降に取得した建物については定額法、その他の資産については定率法により償却している。

(2) 無形固定資産

定額法により償却している。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率を計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

(2) 賞与引当金

前期の支給実績などと照らし合わせて、翌期に支給する賞与のうち当期の負担に属する金額を合理的に計算している。

(3) 退職引当金

将来支払う退職金のうち、現在までに発生している部分を合理的に見積り計算した期末要支給額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税の会計処理は、税抜経理方式により処理している。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

1 2 重要な後発事象に関する事項

特になし

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生は、賞与引当金及び退職給付引当金の否認額であります。

様式第四号

※医療法人整理番号

A25

法人名 特定医療法人暁純会

所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		別途積立金	特別利益積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和5年3月31日 残高	0	120,000	32,336	7,006,814	7,159,150				7,159,150
会計年度中の変動額									
当期純利益				△ 87,031	△ 87,031				△ 87,031
過年度税効果調整額				494,780	494,780				494,780
・・・・・・・・・・									
会計年度中の変動額合計	0			407,749	407,749				
令和6年3月31日 残高	0	120,000	32,336	7,414,563	7,566,899				7,566,899

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 特定医療法人障純会

※医療法人整理番号

A25

所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	5,501,490	4,366	116,252	5,389,605	277,548	5,112,057
	構築物	458,022		150	457,872	25,933	431,939
	医療用器械備品	791,551	98,247	1,529	888,269	301,904	586,364
	その他の器械備品	2,679			2,679	424	2,255
	車両及び船舶	10,287	623	1	10,909	4,021	6,888
	土地	1,910,314			1,910,314		1,910,314
	その他の有形固定資産	39,865	2,037		41,902	21,415	20,487
	計	8,714,207	105,273	117,932	8,701,550	631,245	8,070,305
無形固定資産	ソフトウェア	199,097	92,682	1,494	290,286	59,462	230,824
	その他の無形固定資産	1,419			1,419		1,419
	計	200,517	92,682	1,494	291,705	59,462	232,243
その他の資産	有価証券	74,550		25,654	48,896		48,896
	その他長期貸付金	2,130		1,080	1,050		1,050
	繰延税金資産		516,868		516,868		516,868
	繰延資産	131,743		111,929	19,814	19,814	0
	繰延消費税等	409,965		409,965	0		0
	その他の固定資産	235,096		11,101	223,995		223,995
	計	853,484	516,868	559,729	810,623	19,814	790,809

- 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
- 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
- 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
- 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
- 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
- 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 特定医療法人障純会

※医療法人整理番号

A25

所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,000	6,000	0	6,000	6,000
賞与引当金	190,421	499,310	547,200	0	238,310
退職引当金	1,177,788	99,725	53,725	0	1,131,788

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 特定医療法人暁純会
所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1

※医療法人整理番号	A25
-----------	-----

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	0	0		—
1年以内に返済予定の 長期借入金	0	0		—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	6,000,000	5,697,973	0.53	7年・20年
その他の有利子負債	0	0		
合 計	6,000,000	5,697,973	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 特定医療法人暁純会

※医療法人整理番号

A25

所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
①株式累積投資：NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	594 口	25,741
②株式累積投資：富士フイルムホールディングス	2,700 株	
③自継投資：JPMザ・ジャパン	2,423,968 口	10,000
④国内投資：新光US-REIT	65,927,830 口	12,361
⑤国内投資：フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	2,724,389 口	794
計		48,896

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の二号

法人名 特定医療法人暉純会
所在地 三重県津市一色町字寺門215番地1

※医療法人整理番号	A25
-----------	-----

事業費用明細表
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	806,020	
医療消耗器具備品費	612,430	1,418,450
II 給与費		
給料	2,340,612	
その他給与	1,049,430	3,390,042
III 委託費		
検査委託費	41,415	
その他委託費	359,273	400,688
IV 経費		
減価償却費	690,707	
その他設備関係費	220,914	
その他経費	426,085	1,337,706
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	0	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	0	
商品（又は製品）期末たな卸高	0	0
VI その他の事業費用		
研修費	21,830	
控除対象外消費税等負担額	227,605	249,435
事業費用計		6,796,321

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和 6 年 5 月 31 日

特定医療法人 暁純会
理事長 武内 秀之 殿

山田公認会計士事務所
岐阜県岐阜市
公認会計士 山田 英脩

監査意見

私は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、特定医療法人暁純会の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 58 期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

私は、上記の計算書類が全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号(平成 28 年 4 月 20 日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、その様な重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としても判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意思表示の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類の表示及び注意事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上